

入札監理小委員会における審議結果報告 医師国家試験事業外 11 試験事業

厚生労働省の医師国家試験事業外 11 試験事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業の概要（資料 F - 1）

○ 事業概要

12 職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年 1 回、厚生労働大臣が国家試験を実施する。

業務内容は、実施する会場の確保、願書配布・受付、受験票の送付、試験会場運営、試験の監督・運営、合格発表等の試験実施業務を行う。

○ 事業期間等（資料 6 - 2、4 頁）

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間（第 2 期）

○ 事業規模等

・ 試験地（資料 6 - 2、4 頁）

全国 15 都道府県（北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、岡山県、徳島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県）

・ 出願者数（資料 6 - 2、5 頁）

12 職種で 159,500 人程度（令和 3 年実施分の想定数）

(2) 選定の経緯等

厚生労働省が実施していた 12 職種の国家試験について、地方出先機関分科会のヒアリング結果を踏まえ、平成 21 年 7 月の基本方針において、診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業を先行して選定し、残り 6 試験事業についても民間競争入札の拡大等について検討することを記載された。先行 6 試験事業の市場化テストの結果を踏まえ、平成 27 年 7 月の基本方針において、医師国家試験事業外 5 試験事業を加えた 12 試験事業に拡大して選定された。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

試験実施事業の質の確保に課題

- ・ 確保できている競争性を維持しつつ、事業の質を確保するための改善が必要

【対応】

試験実施事業の質を確保するための見直しを実施

- ① 従来の実施状況に関する開示情報を追加（資料 6 - 2、41～66 頁）

- ・ 提出方法別の願書受付件数、訪問受付窓口の対応件数、電話受付窓口の対応件数、卒業見込み証明書の受付件数及び、請負事業者の実施に要した人員状況を追加
- ② 事業内容についてより詳細に記載（資料6-2、5~16頁）
 - ・ 従前の試験の実施等において、質の確保ができなかった点などに関連する部分を中心に詳細を記載
- ③ 事業者が提出する企画書の見直し（資料6-2、22~23頁）
 - ・ 実施体制の記載内容について、業務履行体制や連絡体制として記載する内容を明確化するとともに、民間事業者における内部研修体制を追加
 - ・ 事業計画の記載内容について、作業マニュアルの周知・徹底の方法、工夫を追加
- ④ 落札者を決定するための評価の基準の見直し（資料6-2、23~25頁）
 - ・ 技術評価点の必須項目として、各プロジェクト管理者と十分な人員配置の項目を追加
 - ・ 技術評価点の加点項目として、運営マニュアルの作成及びその周知・徹底について、事業従事者に浸透するような民間事業者独自の創意工夫の項目を追加
 - ・ 技術評価点の加点項目として、民間事業者の事業従事者の質を高めるための内部研修体制の項目を追加
 - ・ 技術評価点の加点項目として、願書受付審査等の人員割当と適切審査体制の計画の項目を追加

3. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項（案）について特段の指摘はなかったが、今後の実施に際し以下の要望があった。

- ・ 受験者の本人確認について、確認の方法等について民間事業者及び受験者の負担を軽減できる工夫を将来的に検討していただきたい。

4. パブリック・コメントの対応について

厚生労働省において、令和元年9月19日から10月3日までパブリック・コメントを実施したところ、現行事業者を含む3者から12件の意見が寄せられた。厚生労働省において内容を検討した結果、意見等を踏まえ、業務を実施する上で設けていた制限を解除し実施要項（案）を修正した。（2件）

また、修辭的な修正等に関する意見を踏まえ、形式的な修正等を行った。

以 上